

第6節 WＴO（金融サービス分野）

I 概要

WTOは設立協定に基づき1995年に設立。事務局はジュネーブ、事務局長はムーア（元NZ首相）、加盟国は140か国（2000年11月現在）。最高意思決定機関たる閣僚会議は少なくとも2年に1回開催されるが、通常は、全加盟国の代表により構成される一般理事会が任務を遂行。

金融を含むサービス分野に関するルールは、WTO設立協定の不可分の一部であるGATS（General Agreement on Trade in Services）に規定されている。GATSは、最惠国待遇（MFN）を原則としつつ、各国が提出した「約束表」に記載されている分野について、市場アクセス（他の加盟国のサービスおよびサービス提供者に対し、参入制限等をしないこと）及び内国民待遇（内外無差別）を保障する義務を負うという規律の枠組み等を定めている。

サービス交渉については、サービス貿易理事会を中心に行われるが、同理事会の下部機関としては、金融サービス貿易委員会、特定約束委員会、GATSルール作業部会、国内規制作業部会が設置されている。

II 活動状況

1. 金融サービス交渉：過去の経緯

ウルグアイ・ラウンド交渉においては、米国が各国の金融分野における自由化約束の内容を不満として最終段階で包括的なMFN免除登録を行ったため、各国から強い反発を招き、1995年6月末までの金融サービス交渉の継続が決定。1995年継続交渉も難航し、交渉期間が4週間延長された結果、1997年末までの期限付きの暫定合意が成立（米国は不参加）。1997年継続交渉の結果、同年12月に、米国を含む71か国の参加を得て、MFN原則に基づいた恒久的な合意が成立し、その成果は第5議定書としてまとめられた。

2. 金融サービス交渉：現状及び今後

1999年末のシアトル閣僚会議においては新ラウンド立ち上げに失敗したが、サービス交渉については、GATS第19条1項の規定に基づき、昨年はじめより形式的には交渉が開始されており、本年3月、交渉の目的と原則、範囲及び方法と手続を定める「交渉ガイドライン」がサービス貿易理事会において採択された。今後はこれを踏まえて議論が行われることとなるが、本年11月の閣僚会議までに、我が国、米国、EU等より提出のあったサービス分野にかかる「交渉提案」につき検討が行なわれる予定。（なお、リクエスト/オファー方式などに基づく具体的な市場アクセス（自由化）交渉の開始時期についてはまだ不透明。）

また、金融サービス貿易委員会においては、情報収集を目的として、金融監督・規制に関わる国際的な基準設定機関の代表を招聘し、各機関における作業等につ

いての話を聞くことを我が国が昨年10月に提案したことを受け、現在、同委員会とは切り離した形ながら、バーゼル銀行監督委員会、IOSCO、IASの代表を招聘し、情報収集を目的とするブリーフィング・セッションを開催する方向で議論が進んでいる。